## 丸 岡 松 雄

学位の種類 法 学 博士

学位記番号 法 第 21 号

学位授与年月日 昭和51年7月21日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

論文審查委員 (主查)

 教 授 山 本 草 二
 教 授 鈴 木 禄 弥

 助教授 多 喜
 寛

## 論文内容の要旨

1. 本論文は次の章別編成からなる。

第一章 序 説

第二章 カリーの学説

第三章 カリーの学説(つづき)

第四章 若干の批判的考察

第五章 若干の批判的考察(つづき)

第六章 若干の批判的考察(つづき)

第七章 結 語

2. 本論文は、アメリカ国際私法における新学説のひとつであるカリーの政府利益の理論を 総合的に紹介し、これに対して詳細な批判的考察をこころみたものである。

筆者は、近時各国に影響を与えつつあるカリーの学説をつぎのように要約する。これまでの選択規則は、問題の牴触事案に適用されるべき実質法の内容やその適用の結果に関知することのない一種の機械装置であって、しばしば法廷地州がその政府政策の実現に有する政府利益を犠牲にし、個別的事案における政府利益の促進という正義の要請に応えることができない。もともと、法牴触の解決は、各州の政府利益の牴触の解決という高度に政

治的な問題である。したがって、牴触事案の解決にあたっては、いわゆる立法管轄権の選択規則と袂別し、法廷地州に固有の国家的見地から、問題の事案に競合する関係州の実質法の解釈を通じて、法廷地州の政府利益を確認した場合にはつねに法廷地州法を適用すべく、法廷地州が政府利益を欠く場合にのみ他州法を適用すべきである。

以上のようなカリーの学説に対して、筆者は、英米およびヨーロッパの学者の態度を参照しつつ、およそつぎのような批判を展開する。カリーの学説は、近代国際私法学が開花する以前の方法を復活せしめようとするものである。それは、法牴触の解決を実質法の解釈手続にもとめる点では、法則区別説の手法にいちじるしく類似し、他州のみが政府利益を有する場合における他州法の適用を他州主権の尊重にもとづかせしめる点では、国際礼譲の理論を想起せしめる。とりわけ、実質法の解釈手続というのは、個別的事案ごとに、競合する法と事実関係のパターンを問題とし、アド・ホックな基礎のうえにたってなされるところから、その運用は、事実上はぼ不可能に近いといっても過言ではない。かような手続が実際に利用されるときは、この法部門は、牴触法の正義の要請でもある法的安定性を奪い去られ、その廃墟のあとに法廷地法の適用の氾濫をみるだけであろう。政府利益の理論は、理論的にも実際的にも、国際私法の自殺行為を意味する法廷地法主義の論であって、斯法が普遍的法共同体の立場から個人の国際社会に私法的正義を実現していく法たる所以を、ことごとく滅却している。こうみると、カリーの学説は、それがもともと今日の渉外的生活関係の変動に対処すべく提唱されているとはいえ、到底その目的を達成することはできず、むしろ、国際私法をその危機のなかに陥しいれるものであるといわれなくてはならない。

## 論文審査結果の要旨

我が国でカリーの学説への漠然とした共感が支配的となりつつある現状において、カリーの学説に潜む問題点をこれほどまでに端的にかつ鋭く指摘した本論文は、学界に大きく貢献するものである。

筆者には、別に「エーレンツヴァイクの法廷地法主義理論」および「ケイヴァースの法選 択手続理論」があるが、それらと相俟って、本論文は、アメリカ国際私法学の新潮流につい ての批判的考察を重ね、あわせてわが国の正統派国際私法学の方法論の再補強をめざすもの である。

以上によって、本学位論文提出者は、法学博士の学位を授与されるに価するものと認める。